



政策企画課より

住宅に関する補助事業について

「空き家の解体」「空き家のリフォーム」「住宅のリフォーム」に対する補助事業をご紹介します。予算が無くなり次第終了となりますのでお早めに申込みください。（※補助金額は千円未満切り捨てとなります）

空き家解体補助

【補助金額】
補助対象経費の **30%**

最高 **30万円**まで

※平成31年度
をもって終了します

【補助の条件】

- 町内に所在する空き家で、住居として建築され、建築後10年以上経過し、現に**1年以上居住していない**こと
- 解体費が30万円以上の工事であること
- 解体業者が、「錦江町建設業者等級別表（建築一式工事）」に登録されている業者であること
- 申請者に町税等の未納がないこと
- 空き家に抵当権等が設定されていないこと

空き家リフォーム

【補助金額（リフォーム）】
補助対象経費の **20%** 最高 **30万円**まで

※家財撤去のみの補助金もあります。
詳しくはお問い合わせください

【補助の条件】

- 錦江町**空き家バンク**に登録されている物件であること
- 工事費が20万円以上の工事であること
- 入居（予定者）が、錦江町に住民登録されていること
- 申請者に町税等の未納がないこと

住宅リフォーム補助

【補助金額（一般）】
対象工事費の **10%** 最高 **15万円**まで

※18歳未満・65歳以上・障がい者の方がいる場合は、
対象工事費の **20%** 最高 **30万円**まで

【補助金額（空き家バンクを通じて取得した住宅）】
補助対象経費の **20%** 最高 **60万円**まで

【補助の条件】

- 町内に住所を有し、かつ住民基本台帳に登録されている方
- 持ち家で、自己が所有している住宅
- 工事経費が20万円以上の工事であること
- 工事予定者の施工者が町内業者であること
- 町税等に未納がないこと

※リフォーム工事の費用補助は1回限り

初めまして！
「さんたんた」です



女性の皆さん！
これからのまちづくりについて一緒にお話しませんか？

下記の日程で三反田みどり副町長がお伺いします！女性の皆さまのご参加をお待ちしています。

| 地区 | 場所 | 日時 | 地区 | 場所 | 日時 |
|-------|------------|----------------|---------|-----------|----------------|
| 馬場地区 | 中央公民館2階会議室 | 4月23日(月) 19:30 | 麓・上部地区 | 田代保健センター | 5月14日(月) 19:30 |
| 城元地区 | 本庁2階会議室 | 4月24日(火) 19:30 | 池田地区 | 池田林業センター | 5月16日(水) 19:30 |
| 神川地区 | 神川地区公民館 | 5月9日(水) 19:30 | 川原・花瀬地区 | 畜産管理センター | 5月17日(木) 19:30 |
| 宿利原地区 | 宿利原研修センター | 5月10日(木) 19:30 | 大原地区 | 大原多目的センター | 5月22日(火) 19:30 |

お問い合わせ先

(本庁) 政策企画チーム ☎ 0994-22-3032